

姫路市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、姫路市が行う法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「姫路市総合事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法、施行規則、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）及び姫路市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営等の基準に関する要綱（平成29年1月20日制定）（以下「総合事業人員基準要綱」という。）の例による。

(事業の内容)

第3条 市長は、姫路市総合事業として、次に掲げる事業又はサービスを行う。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業（第一号事業）

ア 訪問型サービス（第一号訪問事業）

（ア） 総合事業訪問介護

（イ） 総合事業訪問生活援助

（ウ） 総合事業訪問型短期集中予防サービス（医療・保健専門職が居宅を訪問して専門的な指導及び助言を短期間に集中的に行うサービスをいう。）

イ 通所型サービス（第一号通所事業）

（ア） 総合事業通所介護

ウ 介護予防ケアマネジメント（第一号介護予防支援事業）

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

- 2 姫路市総合事業のうち、総合事業訪問介護、総合事業訪問生活援助及び総合事業通所介護にあつては指定事業者により、介護予防ケアマネジメント（第一号介護予防支援事業）にあつては地域包括支援センターにより実施する。

（利用の手続）

第4条 施行規則第140条の62の4第2号に掲げる者（以下「事業対象者」という。）は、第一号事業を利用しようとするときは、原則としてあらかじめ姫路市に対し法第27条又は法第32条の規定による申請をし、要介護者及び要支援者に該当しないことを認められなければならない。

- 2 居宅要支援被保険者等は、第一号介護予防支援事業を利用しようとするときは、あらかじめ当該第一号介護予防支援事業を行う地域包括支援センターの名称及び所在地を記載した届出書に被保険者証を添付して市長に届け出なければならない。

（利用の中止等）

第5条 事業対象者は、次のいずれかに該当するときは、第一号事業を利用することができない。

- (1) 第一号事業を利用する事業対象者が要介護認定又は要支援認定を受けたとき。
- (2) 第一号事業を利用する必要がなくなったとき。

- 2 前項の規定により第一号事業を利用することができなくなった事業対象者が、要介護認定又は要支援認定の更新を受けなかったこと又は第一号事業を利用する必要が生じたことにより、第一号事業を利用しようとする場合は、第4条の規定による手続を行わなければならない。

（第一号事業費の支給）

第6条 法第115条の45の3に規定する第一号事業支給費は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合に支給する。

- (1) 第一号事業を利用する者（以下「利用者」という。）が、法第58条第4項の規定により指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市長に届け出てい

ること又は第4条第2項の規定により第一号事業を利用することにつきあらかじめ市長に届け出ていること。

(2) 利用する第一号事業が、介護予防サービス計画又は第一号介護予防支援事業により作成される計画（以下「介護予防サービス・支援計画」という。）の対象となっていること。

2 施行規則第140条の63の2第1項第1号イ及び第3号イの規定により姫路市が定める第一号訪問事業又は第一号通所事業に要する費用の額は、別表第1に掲げる1単位の単価に別表第2に掲げる単位数を乗じて算定するものとする。

3 前項の規定により費用の額を算定した場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（総合事業訪問生活援助に係る第一号事業支給費の額）

第7条 総合事業訪問生活援助に係る第一号事業支給費の額は、前条の規定により算定した費用の額（当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額とする。

2 法第59条の2第1項に規定する所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第一号事業支給費について前項の規定を適用する場合には、同項中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

3 法第59条の2第2項に規定する所得の額が同項に規定する同条第1項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第一号事業支給費について第1項の規定を適用する場合には、第1項中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

（第一号事業支給費に係る審査及び支払）

第8条 市長は、第一号事業支給費に係る審査及び支払に関する事務を、法第115条の45の3第6項の規定により兵庫県国民健康保険団体連合会に委託して行う。

（第一号事業支給費に係る支給限度額）

第9条 事業対象者の第一号事業支給費の支給限度額は、要支援1の介護予防サービ

ス費等区分支給限度基準額の100分の90に相当する額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながる場合等、利用者の状態により市長が必要と認める場合の支給限度額は、要支援2の介護予防サービス費等区分支給限度基準額の100分の90に相当する額とする。
- 3 法第59条の2第1項に規定する所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である事業対象者に係る第一号事業支給費について前2項の規定を適用する場合には、これらの項中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。
- 4 法第59条の2第2項に規定する所得の額が同項に規定する同条第1項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である事業対象者に係る第一号事業支給費について第1項及び第2項の規定を適用する場合には、これらの項中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第10条 市長は、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を行う。

- 2 高額介護予防サービス費等相当事業の利用者負担段階及び負担限度額等については、法第61条及び法第61条の2の規定を準用する。

(償還給付等の手続)

第11条 第一号事業支給費に係る償還給付及び高額介護予防サービス費等相当事業費の支給に関する手続については、市長が別に定める。

(第一号事業支給費の額の特例)

第12条 市長は、災害その他特別な事情があることにより必要な費用を負担することが困難なであると認める場合に、居宅要支援被保険者等の申請があるときは、第一号事業支給費の額の特例を決定することができる。

- 2 第一号事業支給費の額の特例に関する基準及び手続は、市長が別に定める居宅介護サービス費等及び介護予防サービス費等の額の特例の取扱要領を準用する。
- 3 法第60条に規定する介護保険給付の額の特例を受けている居宅要支援被保険者は、第一号事業支給費の額の特例を決定されたものとみなす。

(指定事業者の指定の申請)

第13条 指定事業者の指定は、次に掲げるサービスに応じて、それぞれ当該各号に掲げる者からの申請に基づいて行う。

- (1) 総合事業訪問介護 総合事業訪問介護に係る事業者の指定を受けようとする者
- (2) 総合事業訪問生活援助 総合事業訪問生活援助に係る事業者の指定を受けようとする者
- (3) 総合事業通所介護 総合事業通所介護に係る事業者の指定を受けようとする者
(欠格事由)

第13条の2 市長は、法第115条の45の5第1項の申請があった場合において、次の各号いずれかに該当するときは、法第115条の45の3第1項の指定をしてはならない。

- (1) 申請者（当該申請に係る法人の役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第5号において同じ。）及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第35条の4で定める使用人を含む。次号から第5号まで及び第7号から第10号までにおいて同じ。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (2) 申請者が、法又は政令第35条の2各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (3) 申請者が、政令第35条の3各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (4) 申請者が、保険料等（法第70条第2項第5号の3の保険料等をいう。以下この号において同じ。）について、当該申請をした日の前日までに、当該保険料等の納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納

期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。

- (5) 申請者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると市長が認めるものを除く。
- (6) 申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）と密接な関係を有する者（施行規則第126条の3第1項に規定する申請者の親会社等、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として同条第2項で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として同条第3項で定めるもののうち、当該申請者と同条第4項で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると市長が認めるものを除く。
- (7) 申請者が、法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定による前条各号に掲げるサービスの廃止の届出をした者（当該サービスの廃止について相当の理由があると市長が認める者を除く。）で、当該届出の日か

ら起算して5年を経過しないものであるとき。

(8) 申請者が、法第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日から法第70条第2項第7号の2の聴聞決定予定日までの間に施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定による前条各号に掲げるサービスの廃止の届出をした者（当該サービスの廃止について相当の理由があると市長が認める者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(9) 第7号に規定する期間内に施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定による前条各号に掲げるサービスの廃止の届出があった場合において、申請者が第7号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該サービスの廃止について相当の理由があると市長が認める法人を除く。）の役員等であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(10) 申請者が、当該申請前5年以内に法第23条に規定する居宅サービス等又は前条各号に掲げるサービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

2 前項に掲げるもののほか、法第115条の45の5第1項に規定する指定については、基準を満たした指定事業者であっても、当該指定事業者を指定することにより、姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合において、市長は、当該指定事業者の指定をしないことができる。

（指定事業者の指定の更新の申請）

第14条 指定事業者の指定の更新は、次に掲げるサービスに応じて、それぞれ当該各号に掲げる者からの申請により行う。

- (1) 総合事業訪問介護 第13条第1号の規定による指定事業者
- (2) 総合事業訪問生活援助 第13条第2号の規定による指定事業者
- (3) 総合事業通所介護 第13条第3号の規定による指定事業者

（指定の基準）

第15条 指定事業者は、総合事業人員基準要綱に従い事業を行うものとする。ただし、姫路市外に所在する事業所であって、所在する市町村において指定相当第一号

事業を一体的に実施するものについては、所在する市町村が定める基準を満たしている場合は、総合事業人員基準要綱に定める基準を満たしているものとみなす。

(指定の有効期間)

第16条 法第115条の45の6第2項に規定する有効期間は、6年間とする。

2 姫路市外に所在する事業所が総合事業訪問介護に係る指定事業者の指定又は指定の更新を受ける際現に所在する市町村において第一号訪問事業（以下「所在地訪問事業」という。）に係る指定事業者の指定を受けている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該事業所に係る指定の有効期間の満了の日は、所在地訪問事業の有効期間の満了の日とする。

3 姫路市外に所在する事業所が総合事業通所介護に係る指定事業者の指定又は指定の更新を受ける際現に所在する市町村において第一号通所事業（以下「所在地通所事業」という。）に係る指定事業者の指定を受けている場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、当該事業所に係る指定の有効期間の満了の日は、所在地通所事業の有効期間の満了の日とする。

(変更の届出等)

第17条 指定事業者は、次に掲げる事由が生じたときは、事由が生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出るものとする。

(1) 第一号訪問事業を行う場合において、当該事業の指定に係る施行規則第140条の63の5第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）及び第5号（平面図に限る。）から第8号までに掲げる事項に変更があったとき。

(2) 第一号通所事業を行う場合において、当該事業の指定に係る施行規則第140条の63の5第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第5号（建物の構造概要を除く。）、第7号及び第8号に掲げる事項に変更があったとき。

(3) 休止した当該指定に係る第一号事業を再開したとき。

2 指定事業者は、当該指定に係る第一号事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出るものとする。

(指導及び監査)

第18条 市長は、姫路市総合事業の適切かつ有効な実施のため、姫路市総合事業を実施する者に対して、指導及び監査を行うものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、姫路市総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(指定の有効期間の特例)

2 平成24年4月2日以降に介護予防訪問介護に係る事業者の指定又は指定の更新を受けた者が当該指定を受けた介護予防訪問介護の事業所と同一の事業所において一体的に運営される総合事業訪問介護に係る指定又は指定の更新の申請を行った場合は、当該指定の有効期間の満了日は、当該介護予防訪問介護に係る指定の日から6年を経過する日とする。

3 平成24年4月2日以降に介護予防通所介護に係る事業者の指定又は指定の更新を受けた者が当該指定を受けた介護予防通所介護の事業所と同一の事業所において一体的に運営される総合事業通所介護に係る指定又は指定の更新の申請を行った場合は、当該指定の有効期間の満了日は、当該介護予防通所介護に係る指定の日から6年を経過する日とする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第17条の改正規定は、

令和元年8月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第13条の2は、この要綱の施行の日以後にされた介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の申請について適用し、同日前にされた同項の申請については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月14日から施行し、改正後の姫路市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(第一号事業支給費に係る経過措置)

- 2 令和3年4月1日から、令和3年9月30日までの間は、別表第2総合事業訪問介護費の款1 訪問型サービス費Ⅰの項、2 訪問型サービス費Ⅱの項及び3 訪問型サービス費Ⅲの項、総合事業訪問生活援助費の款総合事業生活援助費の項並びに総合事業通所介護事業費の款1 通所型サービス費1の項、2 通所型サービス費 / 22の項及び3 通所型サービス費2の項に規定する単位数については、当該単位数に1001 / 1000を乗じた単位数とする。

附 則

この要綱は、令和4年3月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(業務継続計画未策定減算に係る経過措置)

- 2 この要綱の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この要綱による改正

後の姫路市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「改正後の要綱」という。）別表第2第1項注4及び第2項注4に定める業務継続計画未策定減算については、適用しない。

- 3 この要綱の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の要綱別表第2第3項注4に定める業務継続計画未策定減算について、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定している場合には、当該減算は適用しない。

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年7月9日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の別表第2の規定は、令和6年6月1日以後に行われた第一号訪問事業及び第一号通所事業に要する費用の額の算定について適用し、同日前に行われた第一号訪問事業及び第一号通所事業に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

別表第1（第6条関係）

サービス種類	1単位の単価
総合事業訪問介護	厚生労働省大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）の規定により、10円に姫路市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額。
総合事業訪問生活援助	
総合事業通所介護	単価告示の規定により10円に姫路市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額。

別表第2（第6条関係）

1 総合事業訪問介護事業費

- (1) 訪問型サービス費Ⅰ 1週に1回程度の場合 1, 176単位
(事業対象者・要支援1・2 1月につき)
- (2) 訪問型サービス費Ⅱ 1週に2回程度の場合 2, 349単位
(事業対象者・要支援1・2 1月につき)
- (3) 訪問型サービス費Ⅲ 1週に2回を超える程度の場合 3, 727単位
(事業対象者・要支援2 1月につき)

注1 利用者に対して、指定総合事業訪問介護事業所の訪問介護員等（総合事業人員基準要綱第6条第1項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、総合事業訪問介護を行った場合に、介護予防サービス・支援計画に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。

注2 施行規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

注3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注5 指定総合事業訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定総合事業訪問介護事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定総合事業訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定総合事業訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除

く。)に居住する利用者に対して、総合事業訪問介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定総合事業訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、総合事業訪問介護を行った場合は、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する指定総合事業訪問介護事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者(指定総合事業訪問介護事業所における1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)に対して、総合事業訪問介護を行った場合は、所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

注6 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、厚生労働省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの(やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。)により、市長に対し、厚生労働省老健局長(以下「老健局長」という。)が定める様式による届出を行った指定総合事業訪問介護事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が総合事業訪問介護を行った場合は、特別地域加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注7 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、1月当たり実利用

者数が5人以下であって、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定総合事業訪問介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が総合事業訪問介護を行った場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注8 指定総合事業訪問介護事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、総合事業訪問介護を行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注9 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、総合事業訪問介護事業費は、算定しない。

注10 利用者が一の指定総合事業訪問介護事業所において総合事業訪問介護を受けている間は、当該指定総合事業訪問介護事業所以外の指定総合事業訪問介護事業所が総合事業訪問介護を行った場合に総合事業訪問介護事業費は、算定しない。

(4) 初回加算 200単位（事業対象者・要支援1・2）

注 指定総合事業訪問介護事業所において、新規に総合事業訪問介護計画（総合事業人員基準要綱第45条第2号に規定する総合事業訪問介護計画をいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者（総合事業人員基準要綱第6条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）が初回若しくは初回の総合事業訪問介護を行った日の属する月に総合事業訪問介護を行った場合又は当該指定総合事業訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の総合事業訪問介護を行った日の属する月に総合事業訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(5) 生活機能向上連携加算（事業対象者・要支援 1・2）

ア 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位

イ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

注1 生活機能向上連携加算（Ⅰ）について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあつては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。注2において同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした総合事業訪問介護計画を作成し、当該総合事業訪問介護計画に基づく総合事業訪問介護を行ったときは、初回の総合事業訪問介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注2 生活機能向上連携加算（Ⅱ）について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第116条

に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。
) 等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした総合事業訪問介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該総合事業訪問介護計画に基づく総合事業訪問介護を行ったときは、初回の当該総合事業訪問介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、生活機能向上連携加算（I）を算定している場合は、算定しない。

(6) 口腔連携強化加算 50単位（事業対象者・要支援1・2）

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定総合事業訪問介護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条第1項に規定する担当職員をいう。）、介護支援専門員（同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。）又は第一号介護予防支援事業に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

(7) 介護職員等処遇改善加算（事業対象者・要支援1・2）

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定総合事業訪問介護事業所が、利用者に対し、総合事業訪問介護を行った場

合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）(1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）(1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）(1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）(1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数

注2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定総合事業訪問介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(2) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(3) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(4) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の187に相当する単位数

- オ 介護職員等処遇改善加算（V）(5) (1)から(6)までにより算定した
単位数の1000分の184に相当する単位数
- カ 介護職員等処遇改善加算（V）(6) (1)から(6)までにより算定した
単位数の1000分の163に相当する単位数
- キ 介護職員等処遇改善加算（V）(7) (1)から(6)までにより算定した
単位数の1000分の163に相当する単位数
- ク 介護職員等処遇改善加算（V）(8) (1)から(6)までにより算定した
単位数の1000分の158に相当する単位数
- ケ 介護職員等処遇改善加算（V）(9) (1)から(6)までにより算定した
単位数の1000分の142に相当する単位数
- コ 介護職員等処遇改善加算（V）(10) (1)から(6)までにより算定した
単位数の1000分の139に相当する単位数
- サ 介護職員等処遇改善加算（V）(11) (1)から(6)までにより算定した
単位数の1000分の121に相当する単位数
- シ 介護職員等処遇改善加算（V）(12) (1)から(6)までにより算定した
単位数の1000分の118に相当する単位数
- ス 介護職員等処遇改善加算（V）(13) (1)から(6)までにより算定した
単位数の1000分の100に相当する単位数
- セ 介護職員等処遇改善加算（V）(14) (1)から(6)までにより算定した
単位数の1000分の76に相当する単位数

2 総合事業訪問生活援助事業費（事業対象者・要支援1・2 1回につき）

- (1) 所要時間20分以上45分未満の場合 179単位
- (2) 所要時間45分以上の場合 220単位

注1 単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、指定総合事業訪問生活援助事業所（総合事業訪

問生活援助の事業を行う事業所をいう。以下同じ。)の従事者(総合事業人員基準要綱第48条第1項に規定する従事者をいう。)が、総合事業訪問生活援助を行った場合に、現に要した時間ではなく、介護予防サービス・支援計画に位置づけられた内容の総合事業訪問生活援助を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

注2 総合事業訪問生活援助事業費に係る算定回数の限度は、次のとおりとする。

ア 介護予防サービス計画・支援計画により、週1回程度の利用が必要と認められた場合 週1回まで

イ 介護予防サービス計画・支援計画により、週2回程度の利用が必要と認められた場合 週2回まで

注3 総合事業人員基準要綱第50条において準用している第40条に規定する基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注4 総合事業人員基準要綱第50条において準用している第30条に規定する基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注5 指定総合事業訪問生活援助事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定総合事業訪問生活援助事業所と同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(指定総合事業訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)又は指定総合事業訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、総合事業訪問生活援助を行

った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定総合事業訪問生活援助事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、総合事業訪問生活援助を行った場合は、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する指定総合事業訪問生活援助事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（指定総合事業訪問生活援助事業所における1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、総合事業訪問生活援助を行った場合は、所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

注6 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定総合事業訪問生活援助事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の従事者が総合事業訪問生活援助を行った場合は、特別地域加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注7 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下であって、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定総合事業訪問生活援助事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の従事者が総合事業訪問生活援助を行った場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注8 指定総合事業訪問生活援助事業所の従事者が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、総合事業訪問生活援助を行った場合は、所定単位数の100

分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注9 利用者が総合事業訪問介護、介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、総合事業訪問生活援助事業費は、算定しない。

注10 利用者が一の指定総合事業訪問生活援助事業所において総合事業訪問生活援助を受けている間は、当該指定総合事業訪問生活援助事業所以外の指定総合事業訪問生活援助事業所が総合事業訪問生活援助を行った場合に、総合事業訪問生活援助事業費は、算定しない。

3 総合事業通所介護事業費

(1) 通所型サービス費1 週1回程度の通所 1,798単位

(事業対象者・要支援1 1月につき)

(2) 通所型サービス費/22 週1回程度の通所 1,798単位

(要支援2 1月につき)

(3) 通所型サービス費2 週2回程度の通所 3,621単位

(事業対象者・要支援2 1月につき)

注1 看護職員（総合事業人員基準要綱第54条第1項第2号に規定する看護職員をいう。以下同じ。）又は介護職員の員数を置いているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定総合事業通所介護事業所において、総合事業通所介護を行った場合に、介護予防サービス・支援計画に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

注2 利用者が事業対象者（施行規則第140条の62の4第2号に定める者をいう。以下同じ。）であって、第一号介護予防支援事業により

作成される計画において、1週に1回程度の総合事業通所介護が必要とされた場合については通所型サービス費1に掲げる所定単位数を、1週に2回程度の総合事業通所介護が必要とされた場合については通所型サービス費2に掲げる所定単位数を、それぞれ算定する。

注3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注5 総合事業通所介護の従業者（総合事業人員基準要綱第54条第1項に規定する総合事業通所介護従業者をいう。以下同じ。）が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、総合事業通所介護を行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注6 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、総合事業通所介護費は、算定しない。

注7 通所型サービス費1、通所型サービス費/22及び通所型サービス費2について、利用者が一の指定総合事業通所介護事業所において総合事業通所介護を受けている間は、当該指定総合事業通所介護事業所以外の指定総合事業通所介護事業所が総合事業通所介護を行った場合に、総合事業通所介護費は、算定しない。

注8 指定総合事業通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定総合事業通所介護事業所と同一建物から当該指定総合事業通所介護事業所に通う者に対し、総合事業通所介護を行った場合は、次に掲げる区分

に応じ、1月につき次に掲げる単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

ア 通所型サービス費1又は通所型サービス費/22を算定している場合（1月につき） 376単位

イ 通所型サービス費2を算定している場合（1月につき） 752単位

注9 利用者に対して、その居宅と指定総合事業通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位（通所型サービス費1又は通所型サービス費/22を算定している場合は1月につき376単位を、通所型サービス費2を算定している場合は1月につき752単位を限度とする。）を所定単位数から減算する。ただし、注8を算定している場合は、この限りでない。

(4) 生活機能向上グループ活動加算 100単位

（事業対象者・要支援1・2）

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

ア 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサー

ジ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。) その他指定総合事業通所介護事業所従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した総合事業通所介護計画(総合事業人員基準要綱第69条第2号に規定する総合事業通所介護計画をいう。以下同じ。)を作成していること。

イ 総合事業通所介護計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

(5) 若年性認知症利用者受入加算 240単位

(事業対象者・要支援1・2)

注 受け入れた若年性認知症利用者(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下同じ。)ごとに個別の担当者を定めているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定総合事業通所介護事業所において、若年性認知症利用者に対して総合事業通所介護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(6) 栄養アセスメント加算 50単位(事業対象者・要支援1・2)

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った総合事業通所介護事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養

状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。) を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(7)の注において「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ウ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

エ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない指定総合事業通所介護事業所であること。

(7) 栄養改善加算 200単位(事業対象者・要支援1・2)

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的实施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない指定総合事業通所介護事業所であること。

(8) 口腔機能向上加算（事業対象者・要支援1・2）

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び一体的サービス提供加算において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位

イ 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位

(9) 一体的サービス提供加算 480単位（事業対象者・要支援1・2）

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報

処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定総合事業通所介護事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、算定しない。

(10) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定総合事業通所介護事業所が利用者に対し総合事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

- (ア) 事業対象者・要支援1 88単位
- (イ) 要支援2 88単位
- (ウ) 事業対象者・要支援2 176単位

イ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

- (ア) 事業対象者・要支援1 72単位
- (イ) 要支援2 72単位
- (ウ) 事業対象者・要支援2 144単位

ウ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

- (ア) 事業対象者・要支援1 24単位
- (イ) 要支援2 24単位
- (ウ) 事業対象者・要支援2 48単位

(11) 生活機能向上連携加算（事業対象者・要支援1・2）

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報

処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定総合事業通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、総合事業通所介護事業費については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、生活機能向上グループ活動加算については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位

イ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

(12) 口腔・栄養スクリーニング加算（事業対象者・要支援1・2）

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定総合事業通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

ア 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位

イ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位

(13) 科学的介護推進体制加算 40単位（事業対象者・要支援1・2）

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定総合事業通所介護事業所が、利用者に対し総合事業通所介護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

イ 必要に応じて総合事業通所介護計画を見直すなど、総合事業通所介護の提供に当たって、1に規定する情報その他総合事業通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

(14) 介護職員等処遇改善加算（事業対象者・要支援1・2）

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定総合事業通所介護事業所が、利用者に対し、総合事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）(1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）(1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）(1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）(1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

注2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様

式による届出を行った指定総合事業通所介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算（V）(1) (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（V）(2) (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（V）(3) (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（V）(4) (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算（V）(5) (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算（V）(6) (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

キ 介護職員等処遇改善加算（V）(7) (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数

ク 介護職員等処遇改善加算（V）(8) (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

ケ 介護職員等処遇改善加算（V）(9) (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数

コ 介護職員等処遇改善加算（V）(10) (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数

サ 介護職員等処遇改善加算（V）(11) (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の53に相当する単位数

シ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(12) (1)から(13)までにより算定した
単位数の1000分の43に相当する単位数

ス 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(13) (1)から(13)までにより算定した
単位数の1000分の44に相当する単位数

セ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(14) (1)から(13)までにより算定した
単位数の1000分の33に相当する単位数

備考 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。